

傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準

平成23年1月1日 施行

(平成27年4月1日一部改正)

福 島 県

目 次

	頁
第1 分類基準	1 ~ 2
第2 医療機関リスト	3 ~ 50
第3 観察基準	51 ~ 56
第4 選定基準	57 ~ 59
第5 伝達基準	60 ~ 62
第6 受入医療機関確保基準	63 ~ 66
第7 その他基準	67 ~ 68

この実施基準は、消防機関による救急業務としての傷病者の搬送及び医療機関による当該傷病者の受入れの迅速かつ適切な実施を図るために定めたものです。

なお、実施基準第2の医療機関リストは、消防機関が救急業務として傷病者を搬送する際に使用するものであり、県民の皆様が直接医療機関を受診する際に使用するものではありません。

また、救急医療現場の状況は変化することから、本医療機関リストに掲載された医療機関であっても、手術中、他の患者への対応中などの理由により、傷病者の受入れができない場合もあります。

第1 分類基準

(傷病者の心身等の状況に応じた適切な医療の提供が行われることを確保するために医療機関を分類する基準)

分類基準は、医療の緊急性、専門性及び特殊性の観点から、次のとおり分類する。

1 心肺停止症例

- ① 目撃のある心肺機能停止症例（心電図上、心室細動等の波形が認められた症例など）
- ② その他の心肺機能停止症例

2 循環器系疾患

(1) 脳血管障害（脳卒中）（意識障害、激しい頭痛、突然の半身麻痺、言語障害など）

- ① t-PA（組織プラスミノゲンアクチベーター）適応症例
- ② 緊急血腫除去、緊急脳動脈瘤手術適用症例
- ③ 重症
- ④ 中等症以下

(2) 心疾患（胸痛、背部痛など）

- ① PCI 適用症例
- ② 緊急心大血管手術適用症例
- ③ 心不全適用症例
- ④ 重症
- ⑤ 中等症以下

3 呼吸器系疾患（呼吸困難など）

- ① 人工呼吸管理適用症例
- ② 重症
- ③ 中等症以下

4 消化器系疾患（腹痛など）

- ① 内視鏡的止血術適用症例
- ② 重症
- ③ 中等症以下

5 中毒（一酸化中毒、薬物中毒など）

- ① 高圧酸素療法適用症例
- ② 重症

③ 中等症以下

6 意識障害

① 重症

② 中等症以下

7 外傷

① 多発外傷（胸部、腹部、頭部外傷を含む多発外傷）

② 重症骨盤骨折（垂直剪断型骨折など）

③ 開放性骨折

④ 重症

⑤ 中等症以下

8 熱傷

① 広範囲熱傷、気道熱傷

② 重症

③ 中等症以下

9 周産期に係る疾患（妊産婦、新生児など）

「福島県周産期医療システム」による

10 小児（乳幼児）

① 重症

② 中等症以下

11 小児（学童）

① 重症

② 中等症以下

12 精神疾患

「福島県精神科救急医療システム」による

13 その他

① 慢性透析患者